

第二十四回 参議院法務委員会會議録第十四号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前十一時四分開会

委員の異動

本日委員中川以良君辭任につき、その補欠として深水六郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 高田なほ子君
理事 井上 清一君
一松 定吉君
亀田 得治君

委員

西郷吉之助君
中川 以良君
松野 鶴平君
中山 福藏君
市川 房枝君

衆議院議員

猪俣 浩三君
松原 一彦君

政府委員

法務政務次官 松原 一彦君
事務局長 西村 高見君

説明員

法務省入国 下牧 武君
管理局次長

- 本日の会議に付した案件
- 本委員会の運営に関する件
- 参考人の出席要求に関する件
- 公聴会開会に関する件
- 違憲裁判手続法案(衆議院送付、予備審査)

○裁判所法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○幼児誘拐等処罰法案(中山福藏君発議)(第二十三回国会継続)

○委員長(高田なほ子君) ただいまより法務委員会を開会いたします。

まず委員長、理事打合会の模様について御報告申し上げます。本日公報に載せました家事審判法の一部改正に関する法律案の取扱いについて協議をいたしました。諸般の事情から勘案いたしました。十六日の月曜日、この日に採決をする、こういうことに決定をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

第二は、京都地検に起りました起訴取り下げ問題につきましては、かねて亀田委員より御質問が継続されておるわけでありましたが、この取扱いについて協議をいたしました結果、ただいま当局の方は鋭意調査中であるので、当局の報告を聞いてから参考人を呼んで法務委員会としても慎重これを検討したい、こういうことが決定せられました。そこで当局に対する報告は国警並びに刑事局から文書の報告をいただきたいということでございます。後刻参考人の招集につきましては、委員会にお諮りを申し上げたいと思っております。

なお刑法等の一部改正に関する法律案、死刑廃止の問題であります。この公聴会の開会の期日は五月の七日、八日、こういうふうに一応めどを決定いたしましたので、この公聴会の開会承認要求に承認要求に關しましては、後刻お諮りを申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) それではお諮りをいたしますが、京都地検の起訴取り下げ問題に關して参考人の出席要求に關する件についてお諮りをいたします。京都市における傷害致死事件に關する件の調査のため参考人から意見を聴取してはどうかと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。参考人の人選及びその他の手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたします。

○委員長(高田なほ子君) 続いて、幼児誘拐等処罰に關する件、外国人登録法の一部改正、これらの問題を議題に供したい、こういうふうに考へております。以上御報告申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 御異議ないと認めます。公聴会は二日間続けて開きたいと存じますが、日時、問題並びに公述人の数及び選定その他手続等は委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

現行裁判所法第三条に新しく第二項を加え、最高裁判所が法令、処分自体の違憲審査権を有することを明らかにし、同時に第七条に規定する最高裁判所の裁判権は具体的争訟事件に関する裁判権であることを明らかにしようとするものでございます。

これがこの法律案の提出の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお引続きまして、ただいま議題となりました違憲裁判手続法案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、前に御説明申し上げました裁判所法の一部を改正する法律案と一体をなすもので、同改正案において明らかにされた最高裁判所が法令または処分の違憲性を決定する権限を行使するに当つての具体的な裁判手続を定めたものでございます。

さて、この法律案の概略を御説明申し上げますと、まず第一に、この裁判は、訴訟の形式をもつて行われることになっております。すなわち、衆議院議員及び参議院議員のそれぞれの定数を合計した数の四分の一以上の員数の国会議員が原告となり、検事総長を被告として最高裁判所に訴えを提起することによつてこの訴訟は開始し、その審理及び裁判は最高裁判所の大法庭で行われるものとしたしました。

原告を国会議員としたしたのは、この訴訟が本来主権者たる国民の厳粛な信託によつて行われる国家機関の行為の違憲性を糾明しようとするものである以上、これを訴追するのは主権者たる国民を代表し得る資格を有するものでなければならぬという観点に立つものであり、その員数を衆参両院の議員の定数の四分の一以上としたのは、主として濫訴の弊を防止せんとする趣旨でございます。また、被告につきましても、この訴訟が公益のためになされるべきものであると同時に、高度の法律論を要求するものである点から、検事総長としたわけでございます。

次に、この訴えは、裁判を求めようとする法令の公布または処分のあつた日から六カ月以内に裁判所に訴状を提出してなされなければならないこととし、もしこの要件を欠くときはその補正を命じ、補正ができないうときはその訴えは、口頭弁論を經ないで却下の判決がなされるものとしたしました。提訴期間を限定いたしましたのは、このような憲法上の重大問題はなるべく早く解決すべきであり、かつ、たゞい違憲なものでも、すでに有効なものとして実施されている法令または処分の効果をいづまでも争ひ得るものとすれば、法律的にも社会的にも由々しい不安と混乱を惹起するおそれがあることを考慮したからでございます。なお、原告の数が多いため訴訟の遂行が不便となることを考慮して、原告代表者の制度を設け、原告の行方一切の訴訟行為は、原則として、この代表者によつてなされることとしたしました。

第二に、有効に係属した事件の審理は、口頭弁論を中心に行われ、証拠調べの必要があれば裁判所は職権でこれをなし得ることとしたしました。しかし、有効に係属した訴訟でも、原告の全員的一致があれば、判決があるまで

はいいつでも訴えの全部または一部を取り下げることもできるとともに、各原告はいつでも訴訟から脱退できることとなつております。

さらに、原告が死亡その他の事由、たとへば衆議院の解散等により原告たる資格を喪失し、または訴訟から脱退する者があつて、原告の数が訴え提起の際に必要なとされる員数に満たなくなつたときは、訴訟手続は中断するものとしたしました。

また訴えの変更は原則としてこれを認めないこととしたしました。これは違憲裁判はなるべくすみやかになされることを望ましく、訴えをむやみに変更して、審理を複雑にし、裁判が遅延することは、この要請に反することになると考えたからでございます。ただし、申し立てにかかる法令を実施するため、またはその委任に基いて制定された法令及び申し立てにかかる法令に基いてされた処分については、右に述べましたようなことが比較的少いと考へられるので、これらについてだけは、申し立ての趣旨を拡張して裁判を求めることができることとしたしました。

なお、証拠調べにおいて、公務員または公務員であつた者が、その職務上の事項について証言または書類の提出を求められたときは、職務上の秘密を理由として、これを拒むことができないこととしたしました。これは、法令または処分の違憲性の判断という憲法上の重大事が、秘密を理由として不可能に陥ることを許さない趣旨であり、違憲裁判の権威を強調せんとするものでございます。

第三に、違憲裁判は判決の形式で行われるものとしたしました。また裁判所は、原告の申し立てにかかる法令または処分に関し判決をなすべきものとしたしました。これは、違憲裁判は、訴えを待つて開始されるという趣旨と同一の理由によるものであり、これによつて審判の範圍を明確にしようとしたものでございます。

次に法令または処分について、それらが憲法に適合しないとの裁判があつた場合には、その裁判の効力は、原則として、将来に向つてのみ及ぶこととしたしてございます。

以上、大体において違憲裁判手続の骨子について御説明申し上げました。が、なお最後に、二、三の点について述べますれば、裁判所は違憲の判決をしたときは、すみやかに官報にその要旨を公告して、国民に周知せると同時に、その裁判書の正本を内閣及び国会にも送付することとし、また裁判の費用は、国庫の負担とする旨を規定し、さらにこの裁判の手続等についての細則は最高裁判所の定めるところにまかせてあります。

これをもつて本法案の提案理由の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終りました。が、逐条説明は、ここに文書にしたためまして御配付申し上げましたから、これを一つお読みいただければ御了解いただけるのではないかと存じますので、この文書の配付をもつて説明にかえさせていただきますと存じます。が、委員長いかがでございますでしょうか。

○委員長(高田なほ子君) たゞいま提案者から逐条説明については、お手元の文書をもつてこれにかへたいという御発言がございましたが、委員の皆さんの御了承がいただければさうに決定したいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高田なほ子君) 御了解のようでございますから、さうにいたします。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ありがとうございました。

なお、ちよつとお願いがございますが、御存じのように、抽象的違憲裁判の提起ができるかどうかということ、は、學界におきましても大きな論争のあるところでありまして、これが憲法及び訴訟法に関しましては純法律的な論議が中心と相なりました。そこで、これは議員提案という異例の姿で行われましたので、私も衆議院におきましても、参議院におきましても、委員会の権威のために十二分な法理論を展開したいと存じておるものでござい

ます。そこでお願いしたいことは、事が法律議論になりますから、答弁者におきましても十二分な用意をして臨んで、いわゆる記録上正々堂々と論点を明らかにしたいと存じますので、いかなる点の御質問があるかを、前もつて委員長まで、簡単な質問の要旨を出していただきますならば、それを事前に拝見いたしまして、十二分に用意をして御答弁を申し上げて、無責任な答弁は避けたいと思ひ次第でありますので、衆議院におきましても、さうに運営するように御決定願つておりますので、当参議院におかれまして

も、さような方法で御審議をお願いしたい、これは提案者としてお願いでございます。しかるべくお取り計らいいただきますと存じます。

○委員長(高田なほ子君) ただいまの提案者からの慎重な御配慮に基く御発言がございましたが、まことに責任ある御処置であることをお察し申し上げまして、この点について皆さんにお諮りをしたいと思いますが、御意見を伺わせていただきたいと思います。

〔速記中止〕

○委員長(高田なほ子君) 速記をつけ下さい。

中途でございますが、委員の変更について御報告をいたします。四月十二日申川以良さんが辭任せられまして、深水六郎さんが選任せられましたことを御報告申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) 次に外務人登録法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○中山福蔵君 この法案に関連いたしまして、一つ法務省の御意見を承わつておきたいと思ひます。ただいま世間で非常に注目を浴びておりますところのいわゆる大村収容所の収容者を、韓国に抑留されております日本の漁夫と交換するといふ問題が起つておりますが、大体外務省と法務省の意見がその点に關してもつれておるようにならぬ、また対立しておるようにならぬ、また先にあくまでも自己の主張、つまり法律の論拠に基いた主張というものを

を貫徹するために御努力になるお覚悟でございますようか。

また、外務省と法務省の意見の対立はどうかという点にあるかということをつ明確にしておいていただきたいと思います。かように考えておるわけでありまして、

○政府委員(松原一彦君) お尋ねの日韓問題の前提をなす大村収容所における韓国人の釈放と、釜山にいる日本漁民の解放とを交換条件にするということに對するお尋ねでございますが、これは厳密なる法理的解釈としましては、

ならば、法務省は同等のものではないという所見を持っておるものです。李ラインという國際的に認められないものを引いて、これを越えたる者を一方的に韓国の方では処分をしております。

そして刑罰の満ちたる者は当然帰すべきであるにかかわらず帰さない。國際慣行から言つても強制退去せしむべき性質のものであります。それがそのまま抑留せられてゐる。今国内において韓國籍あるいは朝鮮籍を持つと認めらるる人々が四百幾十人、不法入国者以外に今大村に収容せられておりますが、この人々は、國際慣行に従つて強制退去を命じたのでありまして、韓国が引き取るべきものと思つております。

従つてもし釈放を相互一緒にするならば韓国に引き取るというのが筋の立つ釈放の仕方、国内において釈放しろということに對しては筋が立たないと思ひます。ただし先般も申し上げましたが、一衣帯水の一番近い隣接國で、しかも長い間一つの國籍を持つて参つた因縁を持つてゐる日韓の間に、正常なる國交が行われておらぬといふことは、すべての点に非常に不都合でございます。一日も早く正常なる國

交を回復し、すべての問題が円満に行われますことを希望するのでございまして、今回韓国の側から日本の外務省に向つて國交調整の話を進めようといふお申し出があつた。その申し出の前提として、従来希望しておつた点をさらに強く申して参つた、そうしてこれから話を始めようといふその前提条件として、たびたび外務省の側から聞くのであります。その話の糸口を切るために、一応先方の要求をも入れて國內釈放を行うことができるかどうかといふ話を受けてゐるのであります。これは先刻も申し上げましたように釈放する理由が非常に不明でありますので、そつくりそのまゝのむわけには参りませんけれども、しかし事と場合に

よりましては、今日までも一部は釈放いたしておるのであります。国内に釈放しておる、そういう事実がある。仮放免といふ法律の条項もございまして、国内において若干期間だけ引受團體等ができて、治安の面においても差しつかえがない、この人々の身柄は引き受けるという引受團體等ができて、それも朝鮮の側からであります。預るといふことの保証がつくならば、これは若干期間引受条件のもとに釈放といふことも考えられ得ると考えておるのであります。しかし國交が回復した結果としては、当然國籍の問題はあくまでも従来通り韓國籍の者であるといふことであり、さらに今後のかような場合における國外強制退去に對しましては、韓國の側で國際慣行通りに引き受けるといふことをば条件といたして、私どもは今希望を申し述べておる次第でございます。その点においての御相識ならば応ずるといふことをば、

法務省の方では申しておる次第でございます。

○中山福蔵君 これはある方面から承わりますといふと、今日大村収容所に抑留と申しますか、留置されております人々ももちろんであります。韓國の大部分の人が日韓合併といふのは法律上無効のものであるといふ考え方を持っておるということをお聞かします。そういう主張を韓國政府みずから法務省の方に申し入れた事実はないのでございましょうか。それが一つ。

それから李ラインといふものは、これは法律上私は存在し得ないものであるといふ考え方を持っておるのです。存在し得ないものを前提として、それを持ち越した者は法律上の犯罪被疑者として先方が捕縛する、そうして裁判をやるということに今なつておるわけですか。だから、政府としては、李ラインといふものを認めるかどうかといふことを法的に確定しておかなければ、このあとの第二次的ないわゆる裁判権といふものが向うの方にあるかどうかといふことは、これはすこぶる疑問になつてくるわけでございます。で、政府の方ではやはり李ラインといふものはあるといふことにならなければ、留置期間いわゆる刑期を終えたとする問題が出てこない。刑期を終えたとするの。これは李ラインを認める認めないといふことで結局疑問がそこに生まれてくるわけですね。李ラインといふものを認めなければ、裁判それ自体がこれはもう間違つておる。裁判をする資格は先方にはないといふことになるわけですね。日本が刑期を終えたからといふことになりますれば、これは李ラ

インといふものは法律上、國際法上日本が承認したといふことになつてくるわけですね。だから、これは政務次官が法律の方をおやりになつておられますから、管理局の次席の方がお見えになつておりますから、そこはどうかふうに御解釈になつての事件の取扱いをなすつていらつしやるか、それを承わりたいと思ひます。

○政府委員(松原一彦君) 今最初にお尋ねになりました韓國の側での國籍の考え方でございまして、これは昭和二十四年の十月十七日に駐日韓國代表部は總司令部に對しまして在日朝鮮人を連合國人として取り扱うべきことを要請し、その理由として、日韓併合條約は本來無効のものであり、朝鮮が日本の屬領下にあつた間は、單に朝鮮の主權の行使が停止されてゐたにすぎないのであるから、在日朝鮮人は韓國政府の樹立と同時に、何らの措置を待たず自動的に本來の國籍を回復したものである旨を表明いたしております。なお、韓國政府は、終戦後百數十萬の在日朝鮮人を現に自國民として本國に引き取つております。一九四八年十二月二十日の法律第十六号で韓國が出しておる國籍法によりますといふと、その國籍については血統主義を採用し、在日朝鮮人は當然韓國人となつておると申しております。なお、韓國在日國民登録法によりますと、駐日韓國代表部は、在日朝鮮人につきましては現に國民登録を行つております。その他韓國國側では在日朝鮮人につきまして韓國國民であることを前提としなければならぬといふような措置を幾多とつております。たとえば大村の釈放問題を外交交渉にすること自体が、自國民に對す

る臣民保護権の行使であるとわれわれは見ておるのでございます。日本におきまして在日朝鮮人の国籍につきましてそれが未確定であることを前提とした措置をとったことは一度もなく、あらゆる面におきましてそれはすべて既定のものとして取り扱ってあります。

なお、朝鮮の李ラインを引いた後に行われたる取扱いにつきましては、これは法律上大へんむずかしい問題と思ひますので、私どもはこれを認めませんが、今の実情だけを私の今メモにとりましたのを御報告申し上げますが、ただいま現在で日本の漁夫が朝鮮に抑留せられております者の数は六百九十名、そのうち刑期が満ちたと称して今回送り帰そうという者の数は三百四十名ないし三百五十名だということになっております。

以上、お答え申し上げます。

○説明員(下牧武君) 中山先生のお尋ねの、李ライン侵犯のかどによつて抑留されておる日本人漁夫の裁判が効力があるかどうか、こういう問題でございますが、私どもはもとより李ラインというものは不法のものとしておりまして、それを侵犯したからと申しまして刑罰に処するということは、国際法的にも許されない不法行為であると考へております。しかしながら、現在韓国が申し入れております日本国民を釈放するという線は、向う側の主張としては、刑期を終えた者ということでは、入れるという事になりますれば、本来筋の通らないことで、その意味から申しましても、今度の交換ということとは筋から申すと、これはどうもむづかしい話だと、かように考へております。

すが、さきほど政務次官がお答えされました通り、大局的見地からある程度の犠牲は忍んで、ただ将来をいう悪質な刑罰法違反者は引き取るんだという事について明確な保証をとつてもらいたい、こういうふうに希望しておるわけでございます。

○中山福蔵君 これは政務次官の御説明で、これまでの日本在留の被抑留者が韓国国民であるということと韓国政府みずから連合国の連合会ですか、そこで表明しておるのでありますが、今日日本から船に乗せて抑留者を送り返しますという、おれの方には被送還者の国籍がないといつていふ拒絶しておるわけでありまして、それで無国籍者であればこれは交換するということが体が矛盾撞着してきて、交換するといふ発言はできないわけですね、自分の国民でなければ、それを送り帰せば、おれの方の国民じゃないといつて突つ返して、大村にもう一べん送り返してくる。そうして今度は外交談判になります。そうすると、交換問題と起して、自国民でない者を交換するということとそれ自身が、これは実に矛盾撞着しておる。自国民であるならば、その方の方の国民とお前さんとはできる、しかるに便利のいいときは自分の方の国民だ、便利の悪いときはおれの方には送り返された人間の国籍はないのだ、これはもう全くむづかしい話です、こういうことは、私にはこういふふうな不合理な立場をとつておられますものをのうみにして、弱い政治的な処置を日本と韓国との間に講ずるということは、これは非常な

私は国威にも関する問題だと考へておりますが、しかしどうも近ごろの新聞論調なんかの傾向から判断いたしますと、いふ、相当に外務省は、私は弱くなつておるのじゃないかと思ふのです。どうも法務省の理屈の方が私は通つておるに考へる、それで事がなすかしくなると、これは大局的だとか大乗的に事を判断いたしまして、あつたればならぬと。これは一種の逃げ口上だと私は見ておる、いかに国が弱くても、たとえセイロン島のコテラワラじやございせんがジャイニワルデネという人が、サンフランシスコの条約のときに、あの小さい共和国の代表者でありながら、実に堂々たる主張をいたしておられます。日本のためにもなつたこれは主張でありまして、また先だつてのバンドン会議におきまして、セイロン島の代表者は実に堂々たる主張をしておる。しかしあそこには何もあつたことが生じないのです、大國との間に。だからどうも日韓というものが、あのひよつとした先方の持つておる五十万の陸兵というものが日本にやつてくるのじゃないかというやうな恐怖心を持つて外交に臨むということ、実にけしからぬ問題だと私は思つておるのです。それで婦女子においておると、私はよく映画でも見るのです、婦女子が自分の全魂を打ち込んで男子に對するときはあの立場というものは、それはほんとうにいかなる男子といふも指一本さわることでない権威を持つておると思ふ、婦女子でも、女の方は肉體は弱いですがから暴力的に扱われると何でもないことですけれども、魂の動きというものは人を威圧する力を持つておると思ふ。日本が今ほとんど無防備であつて、実に軍備、防備の点からいつちやお話にならぬ立場にあるけれども、権威を持つて、精神力をもつて筋を通すといふところに私は國の権威は一つの光輝を発するものであると考へておるのです。大乗的にとか、國際的にどうの、日韓が衝突すればいけないとかといふやうな小さな問題を考へる必要は私はないと思ふが、どうですか。きよりは外務大臣、法務大臣はお見えになつておらないのです、法務次官は相当氣骨のある人、私は確信しておるのですが、私は今申しましたやうに、國籍があるというのなら、これは聞かせるのです。これは交換問題が起つてくるのです、國籍がないといふ議論には交換問題は起り得ない、これはばかでない限りは、私はそういうことは言えないと思ふのです。國籍があつてこそその國民を擁護するといふ法律上の私は政府の責任が出てくると思ふのです。國籍がない、送り返すといふやうな立場にある人が、交換問題を持ち出しておるときに、それについていろいろと私は思案投げ首なさる必要はないだらうと、こゝろ考へる。そのいわゆる國籍があるなしといふことを向うの方に、そういう今お読み上げたところの参考資料を提供して、一体國籍があると思ふのか、ないのか、その点から一つ明確にしない。それからその確定次第によつて交換問題といふものが私は生きてくると思ふのですが、そういう点はどうですか。私はこれは一応法務省の見解を承わつておきたいのです。

○委員長退席、理事亀田得治君着席

○政府委員(松原一彦君) 実は國籍問題は今日まで何も起つてはおらぬのです。國籍云々を送り返してきておるわけではなくして、いふ言へば戦争以前から居留している韓國人には永久居住権があるといふたやうなことを言うのであつたとは聞いておるのでございまして、これは今日五十七万七千人の韓國人、朝鮮籍の人々が外國人として日本に登録せられておりますが、このほかの九千五百人はすでに向う側が受け取つておるのでございます。そうしてさらにその九千五百人のうちでは重刑に処せられて、國際慣行に従つて當然本國に強制送還せらるべき条件のもの四百四十五人を受け取つておるのです。過去において、今日まではスミーズにこれを受け取つておる。しかるに昭和二十七年の五月以後になつてこの刑余の人々をば取らなくなつて参つておる。それが今日まで根を引いておるのでございまして、密入國者は三十二回まで、今日向うが受け取つておられます。この刑余の人々は七回まで受け取つておられますが、その後に至つてもつておるといふ事實はあつて、居住権があるといふたやうなふりには聞いておるのでございまして、この点につきましてはまだはつきりしたところがわかつておらぬのでありますから、私ども念のためにこれは國籍問題ではないと確信して、この交渉に當る前提に、そういう点で今後新しい問題を起さないやうに希望しておる。國籍は不動確定のものである。で當然日韓の間に國交が回復するならば

今後は国際慣行通りにすべてのものを行なつて引き取るべきものは引き取り、入国を許すものは許す。現に私も排斥してやるのじゃないのでございまして、朝鮮の人々でも保証人があり、前科もなく独立の生計を営んでおる人は帰化を認めておる。調べてみても七千人以上は帰化しておる。今日も現に手続きをいたしておる。でありますから、正常なる国際慣行通りに行われる日が一日も早くくることを希望いたします。あるいは一部の臨時の措置も、この大きな目的が遂げられるまでならばというのが、まあ今回の糸口を切らうとする政府の態度であると信じて、私も善処をいたしておるつもりでございます。

○中山福蔵君 私には政務次官の御答弁はですね、非常にそれは疑惑を持つので、あなたのとおっしゃったことには、私が入国管理局で、ここにまあ次長もおられるようですが、いろいろ話を聞いてみますという、幾ら送り返しても突き返されるというふうなことをしなさいは承わつておるのです。それはどういうわけかという、おれの方には国籍がない。おれの国の方には突き返された人間の国籍がない。だからそんなものは取る必要がない。それで、だから私は大村收容所の韓国人の收容者がだんだんふえてくると、こう聞いておるんですがね。しかしだいたい政務次官の御答弁では、その点はあたかも韓国人はですね、全部韓国に国籍があるというように結論は聞えるのです。が、その点をもう一回明確にしておいていただきたい。

○政府委員(松原一彦君) それは私どもの方には韓国の国籍に登録しておる者のみを返しておるのでございまして、登録しておる者の数は朝鮮籍四十三万三千七百九十三名、韓国籍四万三千八百八十九名、合計五十七万七千六百八十二名というものが現在外国籍として登録せられておるのでございまして、また血統主義によつて自動的にすべての朝鮮人は韓国または朝鮮籍であるというように先方でも言つておるのではありませんから、その国籍においては少しも疑義のないものと私どもは今日まで聞いておりますが、その引き取らないところの理由が国籍不明というところではなくして、私は居住すべき権利があるものを送り返しておるものと心得ておりますが、この点につきましては、私、日なお聞きでございますから、ここに次長がおりますので、入管の次長からお答え申し上げることにいたします。

○説明員(下牧武君) ちよつと補足して御説明いたしますと、刑罰、法令違反者、戦前から日本に引き続いて居住しておる朝鮮人で、犯罪を犯して強制退去処分になったものを韓国側が引き取らない理由といたしましては、最初はそのいつた戦前からの在日韓国人は本来日本に居住する権利がある、それで日韓条約、条約によつてその処遇がきまるまでは当然日本に居住する権利があるのだ、それを追いつ返すのはけしからん、こういふ言ひで一貫しておつたわけでございます。最近に至りまして、この大村の釈放問題とそれから日本人漁夫の釈放問題が起きましてから、そういう韓国人は国籍もまだはっきりしておらんからというふうなことを言ひ出してきておるという程度でございます。

○中山福蔵君 これはもう一つお伺いしておきますが、韓国との間のいわゆる国民の交換、問題は外交的に今だんだん進めておられますが、北鮮とは全然そういうことについての何か交渉は今までございせんのですか、それをちよつとお伺いしておきます。

○政府委員(松原一彦君) 実は大村におりますこの收容者の中に、現に北鮮に帰りたいというものは八十八人でございまして、この人々は今何百人おるうちの一部でございまして、よくその相互の間に北鮮系、南鮮系の争ひも起りますので、別に收容してあります。が、この人々は北鮮に帰りたい、何とかして帰してくれというのをしきりに言つております。私どもの方は本来あそこをためておくべき性質のものじゃない、一日も早くその国に帰したい、また台湾籍の洪進山を中国に送り返した実例もありますので、これは本人の希望する北でも南でも日本政府としては直ちに送り返す意思を持っておりますが、道があかないのです。どうして送り返すべきか、送り返す道がない、これはまあ伝え聞くところによると、船を仕立てて送り出せば、それは李承晩政府の方では嫌撃するといつたようなことを言つておる、どこまでほんとうだかわかりませんが、向うは乱暴でございまして、日本の漁船に発砲するのであります。そういう乱暴をいたしておるものでございまして、船を出して送り返す道もない、また北鮮の方とは日本政府との間に何ら話をつける道がついておりません。赤十字のみがここに介在いたして辛うじて先般北からの帰還者を引き取るために参りましたが、これも道

がなく、香港から遠回りをして参つたやうなわけでございまして。今でも国内におる朝鮮人で北鮮に帰りたいという者が多数おります。私どもは何とかして帰してやりたいと思つて。現に十三日のあすはそのうちの何人かがここに陳情にやつてくるというふうなことが伝わつておりますが、送り返したいのであります。が、道がない。一日も早くこの方面にも送り返されるようにいたしたいものだと思つておる。

○中山福蔵君 私非常に愛をします。とは、今度外務省の意見と法務省の意見が妥協いたしますか話し合ひがついて、結局漁夫と大村收容所における被收容者との交換が行われたといたします。場合に、刑期満了という札つきの人ばかり交換されたら、これはやはり李ラインの承認という問題が影の形に添うごとくやはり一つの認定を伴うものであると私は思ふ。だからそういうあとに尾を引かないやうな御処置をお願いしたいと思つると同時に、大村收容所に抑留されております人のうちには相当重罪犯者が多いんじゃないか、いわゆる悪質抑留者が多いんじゃないかと、こう見ているんですが、それを野放しに日本内地で釈放してしまつて、あとの責任はなるほど韓国人の人々の団体とか、いろんなやうな団体の代表者が保証人ということになるでしようが、しかしその保証だけで私ども国民というものは安心していいものかどうかというところは、非常にこれは疑問だと思ふ。それで、大体御承知の通り、今、朝鮮人に対する扶助料というものは二十四億万円、それが税金で私どもにかかつておるんです。この二十

四億万円の金がわれわれの税金によつてまかなわれておるということにつきましては、相当の私は考慮を払わなければならぬ点であると思ふ。もしそういう悪質犯罪者が釈放されて、やはり要保護者という立場で私どもはこれにまでも扶助料を出すということになれば、ますます私どもの税金というものは高くなるということになる。だからその悪いことをしないという保証を監視付か何かで、そういうことに団体でも責任を持つてくれれば、これは法律上の根拠のあるなしは別として、国民は非常に安心するわけなんです。が、そういう点についてはお取り調べにしようか、一つその点。

○政府委員(松原一彦君) ごもつとも御心配でございますが、その釈放といひましても私どもは条件付でございまして、話を進める上におけるところの糸口を切らうというだけの条件付でございまして、そこで十分そのあとのことを考慮しなければなりません。が、国内におけるあとの治安の、直接の責任は警察の方でございまして、これは警察の方から意見が出ております。その意見は、小出しにして、そうして保護団体を作つて三ヶ月ぐらゐの間そこで十二分に監視もし責任を負つてもらう、食費もつけて出して手当もする、それでなければ皆もう小づかい銭もなから、その日から生活の困る人々でありますから、そういうふうな条件もつけて治安の維持をはかろうということをやっております。この意見は法務省の側と一致いたしておりますので、そういう条件のもとにございまして。

なお、今お話がありました、念のためにここで……。今朝私は日本の刑務所における受刑者を調べてみたのでありますが、ただいま日本の刑務所では、二月末の調べであります、六万八千四百五十人の受刑者がおります。そのうちに朝鮮籍の者が四千五百九十七人、総数八千九百の国民に對しまして日本籍の者は一万分の一に過ぎないといふことが、朝鮮籍の人々は一十分の一、十倍だけ多いといふことが分ります。六万八千八人の受刑中の人々のうちで、朝鮮籍の人が四千五百、まあ四千六百人といふ事実から申しましても、この人々が確かな生産的生業を持つておられぬ、ここに非常に大きい悩みがある。決して私どもは厄介がるわけではございませんが、長い間同じ国民として暮らしてきてきた者でありますから厄介がるわけではございませんけれども、またすぐを送り返そうとは思つておりませんが、せめて國際慣行によつて送り返される分だけは徐々に引き取つてもらいたいという謙讓な態度をもつて今臨んでおるといふことを申し上げておきます。

○理事(龜田得治君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
〔理事龜田得治君退席、理事井上清一君着席〕
○理事(井上清一君) 速記を始めて下さい。
○理事(井上清一君) 次に、幼兒誘拐等処罰法案を議題に供します。本案について御質疑のおありの方は御発言をお願いいたします。
○龜田得治君 この法案によりますと、幼兒の定義として七才に満たない者、こゝういふように線が引かれておるわけですが、七才、これは何か特別な理由等でもあつたのかどうか、この点をまずちよつと御説明をお願いしたい。
○中山福藏君 これは特に七才といふことをここで明示しておきましたのは、刑法第二百二十四条並びに二百二十五条にいわゆる未成年者誘拐に關するところのいろいろな規定がありまされども、近ごろ特に、この全然意思能力を欠いておるといふような幼兒に對するところの誘拐が非常にふえましたので、まあ一応世間の注目を引くといふことにねらいをつけ、並びにその七才に満たない子供を特に擁護した方がいんじやないかといふようなことを考へまして、こゝういふように年令を表示しておいたのでございますが、龜田委員御承知の通り、トニー・谷の子供の誘拐事件が起りました以来、大阪府並びに兵庫縣下におきましても十数名といふ者が誘拐されたのであります。ことに法務省などの御意見では、七才といふ年令を表示するといふことはあまり必要はないのではないかといふ意見もあつたのでありますけれども、ただいま申し上げましたような、現に誘拐されて、それを手段としてのいわゆる營利目的の行為が相當に増加しつゝありますので、その年令から調べますといふと、大体七才以下の人が多い。だからこゝういふことにかんがみまして、やはりこの七才といふ年令を、こゝに一応ポイントを明らかにしておくと考へまして、七才といふ年令をここに表わしたわけでありま。

特に意思能力のない人、こゝういふ点をねらつておられるわけだと思つて、それが、そゝういたしますと、もう少しこの年令を高めるといふことの方が實際に合ふのじやないか、まあもしこの法案を成立させるとする場合にですね、その思ふのです。で、その十数回の例、私一々こまかくは知らないわけですが、それはどうなんでしょう、か、ほとんど七才以下だとか、そゝういふ何か實際の統計に基いて七才でいいといふことになつたわけでしょう。

○中山福藏君 ごもつともなお尋ねてあると思ひますが、今ここに一、二の例を御参考におし上げておいたのだかと思つておるのですが、たとえばこれは本年二月の二十日の午前十時半ごろの西宮市の今津久寿川町無職安富光枝さんといふ人の幹男さんといふ子供が五つでやはり誘拐されております。それから三十年の十一月の二十六日に女中が幼女を誘拐した事件がございます。これは大阪府浪速区河原町二の千四百七十五、興泰店オランダの経営者山田哲男といふ人の次女の年子ちゃんといふ人が一年八か月でこれは誘拐されたのです。それから本年の二月の十四日に、これは龜田さんも御承知の尼崎市瓜生の誘拐事件であります、小田光枝さんの四女の広子ちゃん、これは六つであります。これがやはり誘拐されておるのであります。それから本年の二月の十四日にもう一人おるわけでありまして、これはただいま龜田委員の仰せられました七才以上の年令に當るものでありますから、年令の引き上げといふ問題がこゝで起きてくると思ひますが、これは神戸市の兵庫区の荒田町五十六の二、松岡勇さんといふ人の長男、ヒサブと読みますが、久生

といふ字と生まれるといふ字、久生といひますが、これが十才で誘拐された。それから二月の二十一日に尼崎市の北大物町工員の山本朝次郎さんといふ人の三男が、やはりこれは六才であります、が、弘ちゃんといふ子供が誘拐されておるわけでありま。こゝういふふうでありますと同時に、御承知の通り大阪府の八尾市で五、六か月の赤ちゃんがふろに行つて、ふろ場で誘拐された事件があつて、これは石川縣で約一年後に発見されております。せんだつてこれは大阪で裁判が済んだわけでありま。誘拐者は懲役四年、これは一つでした。そゝういふやうなあんばいで、大体の誘拐される年令から申しますと、十才といふのは、ただいま申し上げたように一人、まだほかにもありますけれども、大体今五つ、六つの問題を取り上げましたが、大体のところは六才以下の子供が多いやうです。そゝういふやうな事柄を、これはごく近いところの例であります、それ以前のこととはまたよく取り調べて報告をしてもいいわけですが、まあ手近かなところを一つ御参考にしていただきたいと思ひます。

○龜田得治君 その点ですね、もし何か適當な統計等でもあれば一つ参考に拝見したいと思ひます。これは希望しておきます。
それからもう一点は、今までの刑法の二百二十四条以下の略取誘拐の罪で、こゝでこゝで定めおる法定刑の一重なるものをどうも程度あるのかどうか、つまり私のお聞きしたいのは、この法定刑ではどうも輕過ぎると思ひ、こゝにきめられておる最高の刑で処罰

するといふやうにやられたものがどの程度あるのか、そゝういふ点の統計等を、これはちよつとむずかしいかもしれませんが、その辺のところですね、若干、わかっている程度にお聞きしたいと思ひます。

○中山福藏君 これはトニー・谷の問題がこゝに判決が皆様方のお手元に參考として提供されておるわけでありま。が、それによりますと、第一筆はトニー・谷の場合は検事の求刑は八年、ところが裁判所の判決は四年といふことになつております。それから大阪の方の八尾の場合における赤ん坊の誘拐事件は、やはり判決は四年であつたと覚えておるわけですが、それで二百二十四条によりますと、これは最高五年でしたかね、二百二十五条が十年以下だと思つておるのです。それで營利誘拐といふことで二百二十五条の大体、適用をやつておるやうであります。せんだつてトニー・谷の裁判の折には正木亮弁護士がこの弁護の任に當られておるわけでありま。が、検事の求刑八年に對して弁護士の方では二百二十四条をたてにとつて、これは營利誘拐じゃない、未成年者の単なる誘拐といふやうなふう

が、あとでまた取り調べまして御報告したいと思いますが、まあ日本においては、現在においては大体それくらいのものでないかと思うのです。それからもう一つここに判決があります。東京都京橋区新島西町二丁目十五番地というのですが、樋口芳男という人に対する判決があります。「右の者に対する営利誘拐恐喝並びに逃走被告事件について当裁判所は検事柳川澄関手の上審理をした結果次の通り判決する。」という判決があります。これは被告人を懲役十年に処しております。これは内容はいろいろ併合されておりますから、御存じかとも考えられれますけれども、この場合には懲役十年というところに主文が表れておるようでございます。そういうふうな例、これは私は内容はまだ読んでおりませんが詳しく申し上げかねますが、これは営利誘拐になっております。

○龜田得治君 トニー・谷の場合には、裁判所は結局営利誘拐でないという事で二百二十四条を適用したのですか。

○中山福蔵君 いや、二百二十五条を適用しているようです。

○龜田得治君 そうすると、結局二百二十五条、検察官の意見通りの法律解釈はやりながら、刑そのものは引き下げたわけですね。そこにやはり私は若干こういう場合に問題があるのじゃないかと思うのです。ああいう場合に、営利誘拐ということが判例等で明確になつておるのであれば、十年でいけるわけですね。しかし実際に裁判所が適用する場合に、四、五年程度しか考えないということであれば、特に刑法の罰条の上の方を引き上げないと、どう

しても社会上困るというふうなところまできておるかどうか、これは若干問題があるのじゃないかと思うのです。今最後にお読みになった、それが十年、その一番高いところをいつているようですが、その辺のところですね、何かもう少し資料等がありますと、私も確信持てるのですが、どんなものでしょうか。

○中山福蔵君 これは営利誘拐の主たる方法というものが法律上明確になつておりませんので、その営利の目的といううちに誘拐というものが含むのだというところを明確にするのがねらいです。誘拐というものは営利の目的というところになるのかどうかという点が非常に刑法では不明確なんです。それで手段方法についての制限というものは法律に、刑法にあらわれてないからというので、裁判所は二百二十五条を適用したと言っているようです。その点を明確にして、誘拐もその手段方法の一つに入るのだということに、これを明確にするというのが大体のこの立法の根本理由なんでございしますが、ただ営利の目的ということ、手段方法というものは明記してないから、やはり誘拐というものは営利の目的でやったというところになるのだ、こういう断定を下しての判決のように見えます。その点を明確にしたいというのが大体のねらいですね。

○龜田得治君 そういたしますと、この法案の二項と三項ですね、これで私は足りのじゃないか、二項三項があれば、非常に営利の概念というものが明確になりますからね。一項によつてこ

りのおの均衡をとつた考え方で総合的にきめておると思うのです。どこか一ついじると、そうすると今度はほかのやつはこれが軽いのじゃないか。これが標準になります。そうすると、だんだん上つていく、そう急い上らぬだらうけれども、やはりそういうことになつても考えられるので、ああいうふうな誘拐、これはやはり営利誘拐になるのだという点だけを明確にすれば、どうも目的を達するような感じを濃くするのですね。その点どうでしょうかね。

○中山福蔵君 これはただいま仰せられたような点も実は相当私も考えてみたんです。ところが、どうもこれを一般刑法の改正、いわゆる刑法改正の仮案と申しますが、それが大体起草されてから十七年もたつてなお今日に至つて刑法が改正されてない、まことに遅々たる状態を惹起しておりますことにかんがみまして、やはりこれは特例法というふうな一つの立場でどういう法律は作つた方がいんじやないか、たとえば暴力行為の場合におきまして、二本立に法律がなつて現われておるように思ふのです。そういうふうなあんばいで、古い自動車でももう黒塗りの自動車に始終乗つておると、あえてそれを一ぺんに赤に塗りかえるというのと自他ともに一つの関心を引くというふうなあんばいで、近ごろトニー・谷の事件以来非常に多数の、何と申しますか、そういうことに一つのスリルを感じるのだと思ひますが、誘拐者が非常にふえたのです。この間亀田委員お越しであつたときだと思ふのですが、あの小田という尼崎のお母さんが出て来まして、ほとんど石炭箱

一ぱいくらい脅迫状とかひやかし半分の手紙がやつてきて、そしてまるで人の子供が誘拐されたことを鼻の先で笑つていふというふうなことになるにつあるといふことを、あのお母さんが非常に嘆いておられました。それで、これは尼崎の事件は、尼崎全体の婦人会が総決起して、昼夜兼行で大阪の駅なんかにはブリーダーを立てまして探したけれどもわからぬ。しかるに一方においてはひやかし半分の手紙、脅迫の文書、二百万円持つてこいとか、十万円持つてこいというふうな手紙がどんどんくる。まるで人の子供の災難というふうな感じがして、世間の一部にそういうことが起つたつあるというところは非常に私は寒心にたえないものじやないかと思ひまして、特に現在そういうふうなおもしろ半分の誘拐事件が起つてつありますときには、この刑法のすべての改正が行われるのを待つことはできないのじやないかというふうな感じを持つたものですから、皆さんの一つ御同調を得たいというふうなあんばいでこの法律案を提出したわけでありまして、どうか一つ御了解願いたいと思ひます。

○龜田得治君 お気持はよくわかりましたが、ただやはり社会的ないろんな全般的環境なり事情がよくありませんと、なかなかそういう事件も少くならぬだらうと思ひます。刑だけを上げて、あるいはそれの一つかもしれないが、それだけでは解決つかないと思ふのです。

それからもう一点は、最低刑も少しづつ上つておるんです。これまでは別に上げる必要はないんじゃないか。

これはやはり裁判所の量刑の範圍を残しておいてもいいように思ふのです。が、それもどうしても上げなければならぬというふうな根拠です。

○中山福蔵君 その辺一つよろしくお考えを願ひたいと思ひます。

○理事(井上清一君) では、ほかに質疑もないようでありますから、本日は委員会をこれで散会いたしたいと思ひます。

午後零時三十五分散会

昭和三十一年四月十七日印刷

昭和三十一年四月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局